

三宅島の現状 (その89)

平成16年10月28日
三宅村現地本部 (三宅島)

【気象及び火山活動状況】 10月12日～10月25日

今期間の気象状況は、13日に秋雨前線の影響で大雨となり、測候所で日降水量75.5mmを観測し大雨警報、大雨臨時情報が発表されました。また、19日から21日にかけては台風23号の接近により風雨とも強まり、大雨警報、波浪警報が発表され、総降水量100mm(測候所)を超える大雨となりました。

火山の活動状況は、22日に火口上700mまで上昇する白色の噴煙を観測しました。

なお、三宅島近海を震源とした有感地震はありませんでした。

火山ガス(SO₂)放出量の観測については14日に警視庁の協力により実施し、約2,300～4,900トン/日を観測しました。

今期間の島内でのガス濃度(SO₂)は、22日に三池消防器具置場で最大約4.6ppmを観測しました(東京都環境局観測)。

【避難訓練の実施】

避難指示解除後における三宅島内の安全確保対策の一環として、夜間などの円滑な避難体制を確立するため、10月28日に「安全対策避難訓練」を実施しました。今回の訓練は夜間に火山ガス(SO₂)濃度が5ppmを超えたという想定で、東京都、東京消防庁、三宅島警察署、気象庁、商工会、観光協会、東京電力および三宅村が参加して実施し、火山ガス濃度が高くなった場合の注意報、警報発令から避難先への移動の訓練を行いました。今後も島内避難訓練を重ねて実施して行き、帰島後の安全対策、火山ガスに対する避難体制の確立を図っていくこととなります。

【滞在型および日帰り帰宅の実績】

(1) 滞在型帰宅事業の実績

地区名	出発日	泊数	参加者数	備考
神着地区	10月18日	5泊	4人	
	10月18日	2泊		台風のため中止
	10月20日	2泊		台風のため中止
	10月22日	1泊	31人	
伊豆・伊ヶ谷地区	10月25日	5泊	47人	
	10月25日	2泊	40人	
	10月27日	2泊	39人	

(2) 日帰り帰宅事業の実績

地区名	出発日	参加者数	備考
神着地区	10月20日		台風のため中止
	10月22日		台風のため中止
伊豆・伊ヶ谷地区	10月27日		台風のため中止

問合せ先：三宅村現地本部 (三宅島) 04994-5-0218

三宅島の二酸化硫黄濃度の状況について

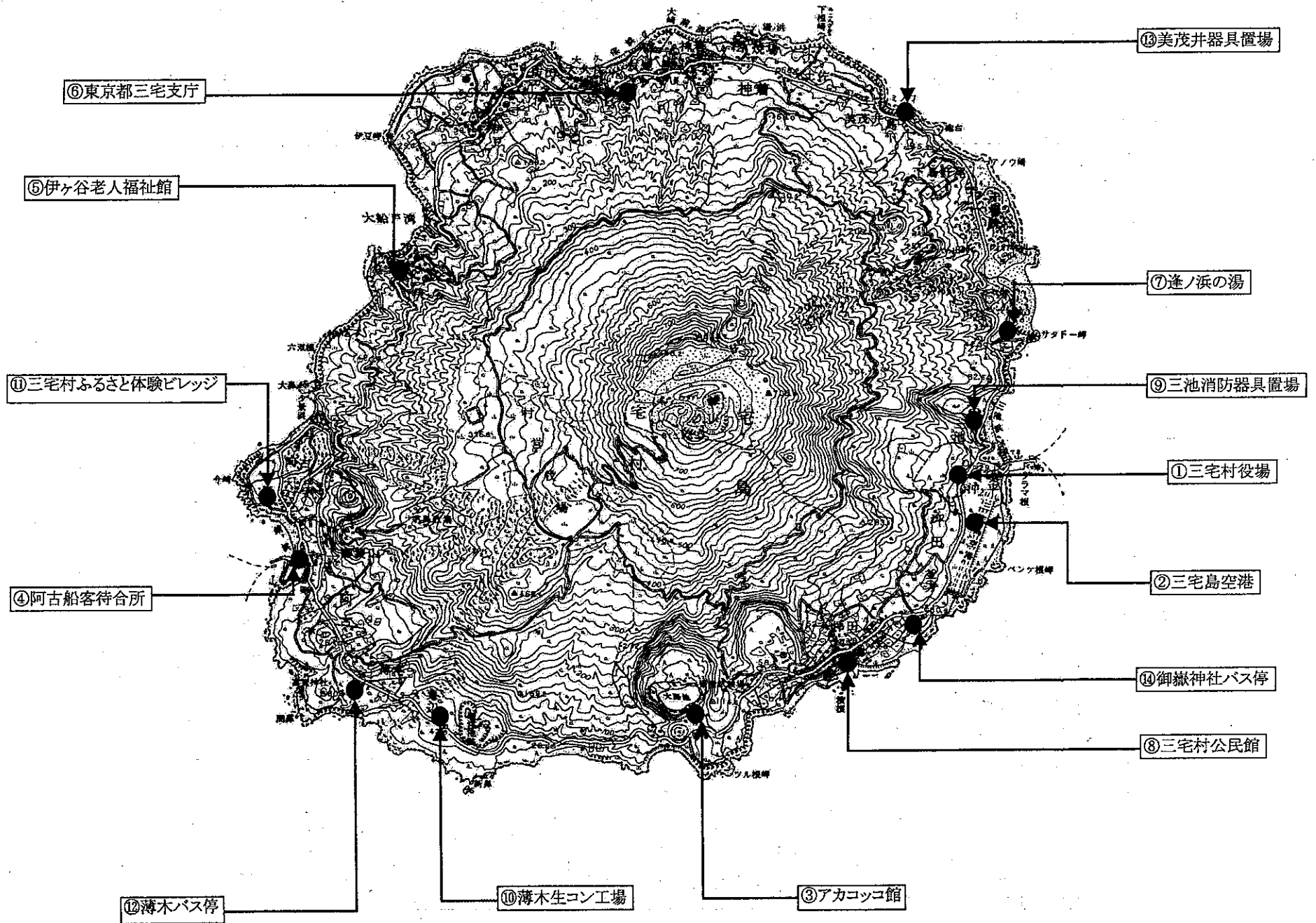
(9月1日 ~9月30日)

測定地点	測定 日数 (時間)	日平均値 >0.04ppm 日数(割合)	時間値 >0.1ppm 時間(割合)	5分値 >2ppm 回数(割合)	日平均値 の月平均 (範囲:ppm)	1時間値 最高値 [ppm] (出現日)	5分値最高値 [ppm] (出現日時)
三宅支庁	30 (717)	4 (13.3%)	45 (6.3%)	17 (0.2%)	0.03 (0~0.46)	2.26 (9/4)	3.60 (9/4, 19:40)
美茂井器具置場	30 (715)	13 (43.3%)	138 (19.3%)	6 (0.1%)	0.09 (0~0.37)	1.48 (9/19)	3.75 (9/2, 21:05)
逢の浜温泉	30 (712)	7 (23.3%)	77 (10.8%)	145 (1.7%)	0.10 (0~0.81)	4.38 (9/9)	5.50 (9/9, 03:20)
三池消防器具置場	30 (710)	5 (16.7%)	53 (7.5%)	184 (2.1%)	0.10 (0~1.16)	3.45 (9/9)	4.79 (9/9, 02:30)
三宅村役場	30 (718)	3 (10.0%)	32 (4.5%)	61 (0.7%)	0.04 (0~0.78)	3.59 (9/14)	5.60 (9/9, 22:50)
三宅島空港	30 (713)	2 (6.7%)	9 (1.3%)	20 (0.2%)	0.01 (0~0.23)	2.76 (9/14)	5.39 (9/30, 14:15)
御嶽神社バス停	26 (636)	0 (0.0%)	5 (0.8%)	0 (0.0%)	0.00 (0~0.02)	1.12 (9/14)	1.94 (9/14, 23:30)
坪田公民館	30 (715)	0 (0.0%)	4 (0.6%)	0 (0.0%)	0.00 (0~0.03)	0.64 (9/30)	2.00 (9/15, 00:10)
アカコッコ館	26 (648)	0 (0.0%)	6 (0.9%)	0 (0.0%)	0.00 (0~0.03)	0.27 (9/28)	0.67 (9/28, 00:25)
薄木生コン工場	30 (713)	7 (23.3%)	89 (12.4%)	57 (0.7%)	0.09 (0~0.96)	3.18 (9/27)	4.73 (9/27, 04:35)
薄木バス停	30 (712)	8 (26.7%)	100 (14.0%)	32 (0.4%)	0.11 (0~0.98)	2.09 (9/11)	2.78 (9/28, 14:50)
阿古船客待合所	30 (715)	6 (20.0%)	36 (5.0%)	0 (0.0%)	0.02 (0~0.18)	1.03 (9/12)	1.64 (9/12, 07:15)
ふるさと体験ビレッジ	30 (719)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.00 (0~0.00)	0.02 (9/29)	0.06 (9/29, 08:15)
伊ヶ谷老人福祉館	30 (715)	10 (33.3%)	71 (9.9%)	40 (0.5%)	0.06 (0~0.56)	2.41 (9/13)	3.38 (9/13, 05:15)

※ 1時間値 : 0.1ppm (1時間値とは、正時から正時の1時間の平均濃度)

日平均値 : 0.04ppm (日平均値とは、1時間値の1日の平均値)

三宅島二酸化硫黄測定局設置場所



- A** 現時点で長期的影響の目安におおむね達している観測点
- B** 現時点で長期的影響の目安に達していない観測点
- ...** 現時点で長期的影響の目安に達している観測点であるが、高感受性者が注意を要する月平均時間(分)

伊ヶ谷老人福祉館		
長期	年平均値(ppm)	0.04
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	5.5
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	1,806
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	926
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	128
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	0

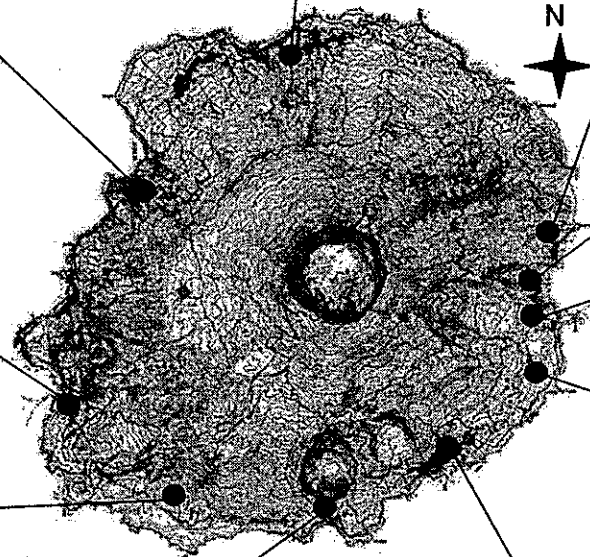
三宅支庁		
長期	年平均値(ppm)	0.02
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	3.2
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	904
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	358
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	24
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	0

逢の浜温泉		
長期	年平均値(ppm)	0.19
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	25.1
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	7,990
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	3,916
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	968
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	23

三池消防器具置場		
長期	年平均値(ppm)	0.32
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	30.6
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	11,428
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	7,715
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	1,888
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	79

阿古港船客待合所		
長期	年平均値(ppm)	0.05
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	7.2
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	2,177
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	1,116
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	185
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	1

三宅村役場		
長期	年平均値(ppm)	0.42
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	27.0
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	10,014
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	8,108
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	3,448
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	290



薄木生コン工場		
長期	年平均値(ppm)	0.15
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	14.5
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	4,851
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	3,357
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	945
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	5

アカコッコ館		
長期	年平均値(ppm)	0.03
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	4.9
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	1,395
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	664
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	120
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	10

坪田公民館		
長期	年平均値(ppm)	0.02
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	3.2
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	837
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	413
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	94
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	3

三宅島空港		
長期	年平均値(ppm)	0.31
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	21.7
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	7,697
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	6,088
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	2,736
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	95

* データは平成15年10月1日から平成16年9月30日まで。

二酸化硫黄濃度の目安に照らした各観測点の状況

濃度(ppm)

0.50

0.45

0.40

0.35

0.30

0.25

0.20

0.15

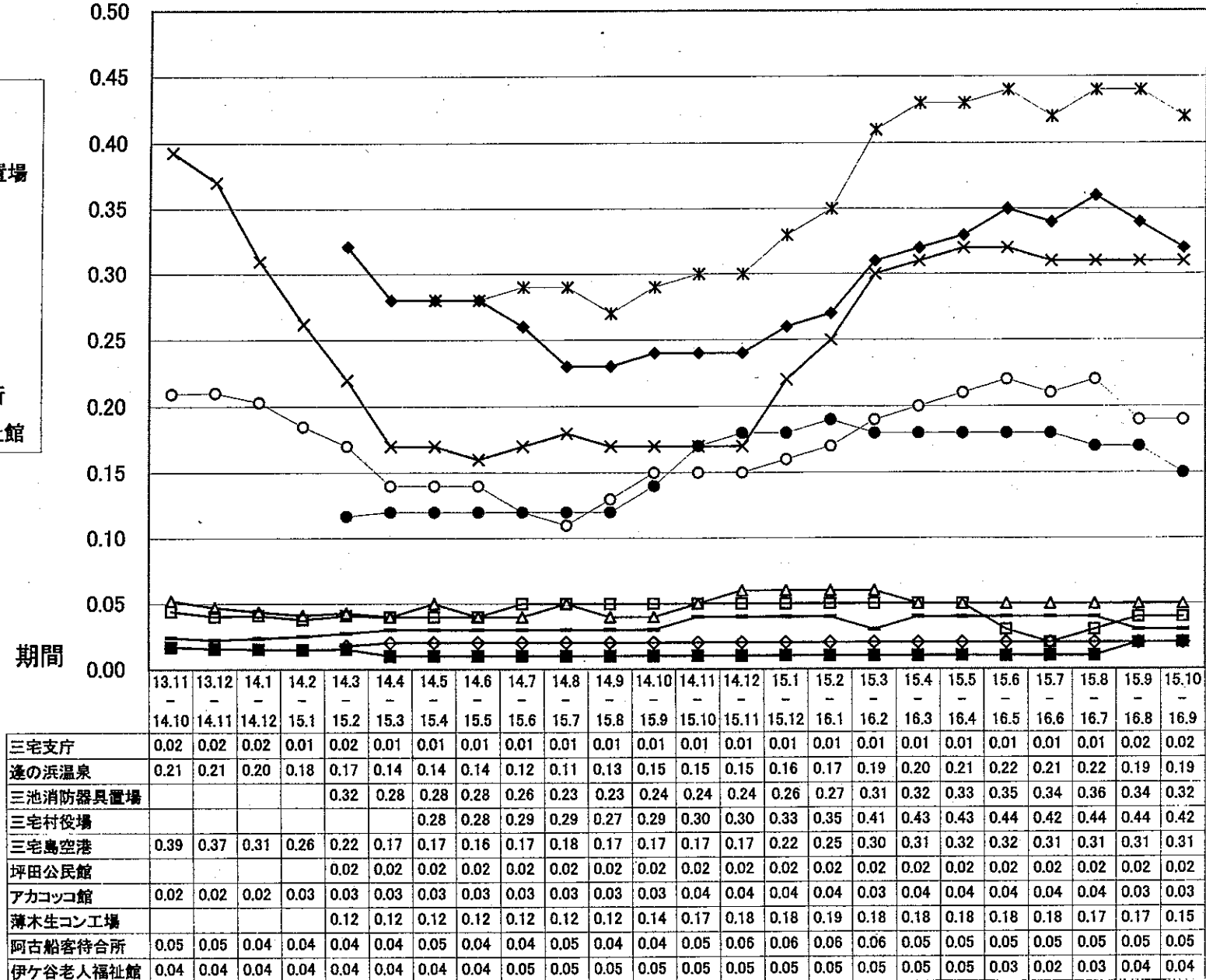
0.10

0.05

期間

0.00

- 三宅支庁
- 逢の浜温泉
- ◆ 三池消防器具置場
- * 三宅村役場
- × 三宅島空港
- ◇ 坪田公民館
- アカッコ館
- 薄木生コン工場
- △ 阿古船客待合所
- 伊ヶ谷老人福祉館



平成 16 年 11 月 1 日
三 宅 村

帰島手順説明会の開催について

— 引越手順 —

村では「帰島に関する基本方針」及び「三宅村帰島計画」に基づき、帰島に係る引越手順等を説明することを目的とした説明会を開催します。

開催日時・場所については下記のとおりとなっておりますので、皆様お誘い合わせの上ご参加下さい。

また、説明の資料については、当日、会場での配布といたしますので、ご了承下さい。

記

1. 開催日時・場所

開催月日	10:00～12:00	14:00～16:00	18:30～20:30
11/20(土)	—	北区(桐ヶ丘郷小)	—
11/21(日)	南大沢(都立大学)	—	—
11/23(火)	都庁(2庁1階ホール)	—	立川(女性センター)

2. 説明内容

- ①避難指示解除に係る引越手順等
- ②被災者生活再建支援法
- ③都営住宅の取扱・斡旋時期等
- ④その他

問合せ先
三宅村役場村民課
都庁内線 45-664
TEL03-5320-7829 山上・芳賀

神着自治会長 村上孝
伊豆自治会長 鈴木勇
伊ヶ谷自治会長 梅田孝之
阿古自治協議会長 沖山勝利
坪田自治会長 浅沼洋

議会の動き

○九月一日・二日
福永副知事、村長、議長による
三宅島現地視察
○九月十三日
議会運営委員会開催
○九月十四日
衆議院災害対策特別委員会理
事懇談会に村長・議長・正副特
別委員長訪問
国立泉自治会村民との懇談会
(B班対応)
○九月十七日
三宅村議会第六回臨時会開催
議会全員協議会開催
正副議長・正副特別委員長が
都議会各会派、産業労働局長、
都議会局長、総合防災部長に
挨拶回り
○九月二十八日・三十日
三宅村議会第三回定例会開催
○十月七日
議長・正副特別委員長が地方
課行政部長に挨拶回り
○十月八日
正副議長・正副特別委員長が

建設局長、福祉保健局長、都教
育長に挨拶回り
○十月十四日
議長・正副特別委員長が港湾
局長、離島港湾部長、都市整備
局長ほか挨拶回り
○十月二十日
議会全員協議会開催

特別委員会の動き

二月の避難指示解除による帰
島を控え、諸施設の復旧工事も
最終段階に入っています。
噴火災害対策特別委員会では
島内公共工事等の進捗状況把握
のため、十一月下旬に三宅島現
地視察を予定しております。
視察報告につきましては、後日
議会だよりでお知らせいたしま
す。

【編集後記】

今号は第三回定例会の一般質
問を中心に編集いたしました。
村民の皆さんからの「議会だよ
りの発行が遅い」という声を多数い
ただきました。

これは正確性を期すために会議
録を基にして編集委員が一般質
問等の内容を要約していたため、
どうしても発行までに2ヶ月以上
かかってしまうことが遅れの主な
理由でしたが、この点を全員協
議会にて協議した結果、村民の要
望する『速報性』を重視すること
としました。

そのため各議員の一般質問の質
疑答弁内容を、各自で千文字程
度にまとめておりますので、文体
などの構成が統一されていない部
分がありますことをご理解いただ
きたいと思っております。

本議会だよりは経費節減のため
議員の手作りでお届けしておりま
す。引き続き、お気付きの点等
ございましたら、ご意見・ご感想
をお聞かせください。

議会だより編集委員会

寺本恒夫
佐久間達己
浅沼徳広

三宅村議会だより

臨時号 発行/三宅村議会
平成十六年十月三十一日発行
新宿区西新宿二の八の一
三宅村新居総合事務所内
電話 〇三・五三三二〇・七八三九

三宅村議会

第三回定例会

平成十六年三宅村議会第三回
定例会が九月二十八日から三十日
までの三日間開催され、一般質
問のほか、議案が十二件、公営企
業会計決算が審議され、いずれれ
も原案どおり可決・認定されまし
た。

村政を問う(一般質問)

一般質問は初日に八名の議員
が行ないました。質問と答弁の要
旨を発言順に掲載いたします。

山田和快 議員

▽三宅村の高齢化、少子化対策
について将来的な行政対応とこれ
が対策について
三宅村の年齢別分布により見
た人口動態について、このままでは
三宅村としての将来展望はない。
三宅村はすでに三十九%の高齢
化が進んでいる。

答弁 平野村長

高齢化、少子化は全国的な問
題である。対応については、次世代
の福祉、少子化について考えている。
行政として高齢化、少子化対策に
ついて保健福祉総合計画策定委員
会で検討している。また若い女性
についてサポート事業のメニューと
して保育園の一時保育の延長、学
童クラブ等を考えている。少子化
対策については積極的に取り組ん
でいく。

▽三宅住民の帰島にあたってSO
2のハザードマップの作成について
住民は帰島にあたってSO2対

策について関心が高く、いつ流れし
て来るのか不明のSO2の流れを、
あらかじめ地図上で知っておくこ
とは、観光客あるいは島外者にと
つては大切なものである。

答弁 穂積助役

SO2は全島どこでも発生する。
本件については長期的なものと短
期的なものがあるが、短期的なS
O2の流れについてはただでよければ、
気象庁と相談して示すことは出来
る。三宅村は長期的なSO2の問
題についてはすでに住民説明会で

説明したとおりである。短期的に
ついては行動基準に従ってもらおう。

▽三宅村に於けるブロードバンド
Bレッツサービスの早期実現につ
いて
三宅村は住民に対して約四百
台のパソコンを貸し出している。こ
れは将来のインターネットの普及
に対応するためと考える。今後の
インターネットの普及にあたっては
ブロードバンドサービスの必要であ
る。三宅村にはすでに光ファイバー
の回線が海底ケーブルで導入され
ている。

答弁 佐久間総務課長
ブロードバンドサービスについて
は、島嶼町村会でもITの推進に
関する検討に入っている。三宅村
も本件については周到な計画をた
てて具体化に向けて努力する。

▽三宅村が復興の柱と位置付け
る観光の目玉としての温泉の復活
について
三宅村は復興の柱を観光と位
置付けているが、温泉の復旧開発
は三宅村にとって重要な課題であ
る。温泉の復旧について、具体的
な考え方を伺っておきたい。

答弁 平野村長

温泉の復活については、地域の
観光資源であることは承知してい
る。温泉については、観光産業と福

祉を含めて積極的に取り組む。温
泉の状況については、帰島後なるべ
く早い時期に復旧して利用につい
て検討する。

福澤信哉 議員

▽帰島するにあたり高齢者対策
に対する基本的考え方を問う
平成十二年八月二十八日都内
各所に避難して以来、現在まで
(四年間に)要介護者として都内
の各施設に入所された方がのべ百
三十三人、現在施設に入所され
ている方が、六十七人おります。
(一部施設併設病院入院も含む)
しかし、残念ながら誰よりも我
が故郷、三宅島に帰る日を夢に見
ながら願ひ叶わず、亡くなられた
方が六十六人。このような現状の
中で、現在施設にお世話になって
いる六十七人の多くは島に帰る日
を心待ちにしております。

またさらに他の高齢者世帯を
振り向いてみると、八十歳を超え
る夫婦二人暮らし、脳梗塞で倒れた
夫を抱えた妻は、介護の疲れで腰
を痛めても休むことも出来ない。
こんな世帯が近い将来増加するこ
とが目に見えています。
あじさいの里の復興は島民の悲
願であると思います。社会福祉法
人あじさいの里の理事長をはじめ

スタッフの皆さんは三宅島にとつてこの施設の重要性を認識し、多くの困難を克服した上で、早期の事業を再開することを決意されたと聞いております。この事業は社会福祉法人あじさいの里の事業ではあるが、現在の三宅島の置かれている現状を見れば、すべて島民全体のことで位置付け、施設再開のために、行政・議会が一体となつて、より良い環境を整えるための支援に取り組みべき時だと思ふが、村長の見解を。

答弁 平野村長
特養ホームあじさいの里の復旧のことですが、特養ホームの再開については運営主体のあじさいの里で既存の施設を調査しております。その結果において東京都あるいは三宅村それから法人の三者において調整を図る予定になつておるところであります。

避難指示解除にあわせた再開については、スケジュール等聞いてみる限りでは遅れが予想されると聞いております。しかし、現在各施設に入所している方の対応については入所している各施設の関係者、関係機関とあじさいの里開所まで、引き続き入所出来るようお願いをしてまいりたいと考えております。いずれにしましても、村としましては高齢者福祉の重要な役割を担っているあじさいの里に對しましては、出来る限りサポートして行きたいと考えております。

浅沼徳広 議員

▽帰島に備えて

①ガス高濃度地区住民は帰島後も避難生活が続く。この点を充分配慮して対応されたい。②島内滞在者が増えるので防犯対策に万全を期されたい。③島民は疲弊しきつている。日用品、その他の品物の海上運賃を補助して島民の負担軽減を図られたい。④島内で稼いだ金を島外に出さないために地産地消を促進するシステム作りをされたい。⑤帰島に先立ち大量に購入が予想される物品については業界に向いて安く購入出来るよう方策を考へるべき。⑥げんき農場・ゆめ農園について、種苗の確保は。新市場の開拓は、品質規格管理は。農場の売上状況はどうか。⑦帰島後産物を出すのに行政主導で関係市場をまわるべし。⑧児童公園の再開に努力されたい。

答弁 平野村長

①都営住宅等の取扱い、帰島後の居住場所の確保、また行政でサポート出来るものについては充分協力してまいりたい。

答弁 菊地帰島対策課長

答弁 平野村長

この問題については、東京都と協力しながら、適切な処理をしてまいりたいと思ふます。
この他の質問事項は次のとおり。
▽復旧・復興対策について(被害家屋復旧に對する行政支援のあり方 他)
▽危険地域の制限について(人命尊重という立場を最優先した制限を 他)
▽即時帰島しない村民に對する配慮について(指定三項目に該当しない村民や、帰島の意思はあるが村計画の日程では帰島できない村民は切り捨てか 他)

要 望 書

三宅島五地区の自治会長連名により、下記の『要望書』が議長宛に提出されました。

この取扱いについて十月二十日の議会全員協議会にて協議した結果、村長宛に「主旨を十分に理解され、行政として住民に對する支援策を益々充実されるよう」、文書にて要請しました。
またこの要望書の内容について、噴火災害対策特別委員会においても議題として取り上げることになり決定しました。

②三宅島警察と連携を密にし、在島関係機関の協力を得ながら進めてまいりたい。

答弁 石井産業観光課長

③プロパンガス・食用油・小麦粉の海上運賃は都の補助があるが、帰島後において島民生活の安定のため、本制度の維持拡大を都に要望してまいりたい。④地場産品の島内消費は比較的小規模の農漁業者による産物の換金は可能であり、島の産業振興の一助になり、地場産品の消費拡大の意味を持つ。朝市・直売所等の運営施設のある組織作りから取り組みたい。行政関係機関、経済団体、消費者である島民等の協力が不可欠につき、協力願いたい。⑤種苗は都の支援チームの中で種類・数量を検討してまいりたい。販路の確保は場員自ら出向いて確保している。市場動向・販路確保という研修調査を農業改良普及センター・農業試験場等の協力を得ながら、指導に取り組んでいる。技術的なことは、都の指導員が場員を指導している。⑦言葉つなぎは出来ている。都の関係機関と連携を取りながら活動体制に取り組んでまいりたい。

答弁 山上村民課長

⑤商品売買については、個人と業者の契約に関しては、個人と業者の契約に関しては、日常生活上不可欠、ガス発生時に敏速避難の上

噴火災害復旧・復興

対策に係る要望書

平素、三宅島噴火災害の復旧、復興にご尽力戴いていることに深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

さて、来春には避難指示解除、悲願の全員帰島実現の見通しがついている。三宅村民は各々の事情を抱えて大きな決断を迫られています。

火山ガスの噴出が続く中、三宅村は「三宅村帰島計画」に係る住民説明会を九月下旬に開催し、約八百名の住民が参加し、切実な要望や意見が提出されました。

帰島も目前に迫っておりますが、住民説明会での意見・要望など全島民はその実現に大きな期待と関心をもつて注視しています。

この際、特に要望の多い左記事項の実現について貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○全島民に係る課題

- 一、生活再建支援法の充実、居住安定制度の拡大と、引越し費用などの支給条件を緩和
- 二、家屋等の修理に係る公的支援の実現と個人住宅修理業者の

でも有効な移動手段になり、防災上も含めて幹旋という形を取ります。⑥売り上げはゆめ農園が百六十五万円余り、げんき農場が五十八万円余り。帰島後の特産品の販売等を視野に入れ、積極的にPRに取り組みたい。

答弁 曾我部保健福祉課長

⑧都の福祉保健局が所轄している。村に移管出来るか関係機関と相談して検討していきたい。

寺本恒夫 議員

▽被災者生活再建支援制度の充実を

①住宅本体へ。②解体支援を。③対象外世帯に東京都の特別配慮を。

答弁 平野村長

国への緊急要望で弾力的運用を要望。

答弁 吉田地域整備課長

家屋を修繕しない場合、村として対応を検討。高濃度地区は避難継続で法で対応要望。

答弁 山上村民課長

制度の対象にならない世帯に對する支援を東京都に要望してまいりたい。

▽事業者の事業再開に對して特別な支援策を

確保・幹旋

- 三、脱硫装置を全世帯及び各地区の公共施設に設置すること
- 四、帰りがたくても帰れない世帯のための住宅を確保し、速やかな入居措置を講ずること
- 五、医療施設の充実と早期再開
- 六、特養ホームの早期再開のために、更なる支援策を講ずること
- 七、環境保全(枯損木処理と緑化など)、安全・危険防止(崖・傾斜地の落盤、防風、地盤沈下など)の早期対策
- 八、航空路の早期再開

○火山ガス高濃度地区住民に係る課題

- 一、立ち入り規制(制限)は、最小限に設定すること
- 二、公営住宅の割り振り(入居地域)については、住民の意向に沿うように配慮されたい
- 三、ガス・泥・土石流などにより被災した家屋等の修理費用、また再建を断念した世帯の廃屋については、その廃材など強風による二次被害(飛散)防止のため、該当家主の要請・同意を得て解体・撤去する場合は公費負担とすること

平成十六年十月十四日

三宅村議会議長 高松啓展 殿

答弁 菊地帰島対策課長

測定器の設置場所については、専門家会議から適正とのご意見を頂いている。村は観測・発報システムを構築中。警報レベルに達しなくても、異常(変)を感じたら、自衛行動をとって頂きたい。今後もしスクコミュニケーションを実施していきたい。

▽水道、揚水施設の防護と新水源の調査を

金層ポンプ場周辺は洗掘。大路池は増水。これら防護策と新水源の調査を。

答弁 吉田地域整備課長

金層は都が防護実施。大路は管理体制を強化。新水源調査は実施してまいりたい。

浅沼功一郎 議員

▽特養ホームの早急な再開策を図れ

①仮設、移設でも早急な再開を望む。②空き保育園や学校を利用しての分散方式で仮ホームも考えよ。

答弁 平野村長

内容調査を急いでおり、内容につきましては耐震・塩害等含んでおり、これが済んでから都、関係

各所と協議してまいりたいと考えている。分散方式、それらの方法については意見として収めさせていただきます。

▽交通機関の確立を図れ

①空路、海上航路の確保を図れ。空港再開と「おがさわら丸」の確実な就航に向け、村長は努力すべきと考える。

答弁 平野村長

火山ガスの動向をみながら、三宅島空港・海路を考える会と一緒にしながら、東京都及び運行業者に要望していく。

▽農業再開に努力を

①切替畑であることを重視し、降灰除去の拡大を図れ。②里いも植付は間に合うか。

答弁 石井産業観光課長

災害復旧事業の原則から、耕作していた農地が対象。耕作していなかった切替畑につきましては、災害復旧の対象外となるが、切替畑の再開を希望される農家については、別な補助事業を導入して検討していきたい。

▽復旧作業等と宿泊施設の確保について

①民宿等の枠拡大を図れ。

答弁 吉田地域整備課長

今後、帰島に向けた村営住宅

建設など公共事業が同一時期に発注される。既存の民宿旅館等の施設を工事用の作業員宿舎として、飯場方式という位置付けで利用出来るよう検討しています。

平野辰昇 議員

▽高濃度地区の農地の取扱いについて

①火山灰・雑木等の除去作業について、帰島後早期実現を。②新たに設置された薄木バス停の火山ガスのこれまでのデータ結果は。③行政は高濃度地区の農家に対しては、代替地を考えているのか。高濃度地区の人たちは規制が解除になれば、そこですぐ農業の再開を考えている。新たに代替の方に資金を投入することを決断できないのではないか。せめて、高濃度地区であっても火山灰・雑木等の除去作業は出来るよう規制緩和を。

答弁 石井産業観光課長

高濃度地区ですが、農水省の見解では、避難指示解除後であつてもこの地区は災害が継続中で営農は困難ということ、よって他の地区での営農の再開をお願いいたします。

▽個人住宅の建替・補修の支援を

全戸が帰島後は住居の建替や

補修をしなければならぬ。今の国の支援法では島民は立ち上がれない。協力的な働きかけを。

答弁 平野村長

現支援法で充分であるとは認識しておりませんので、これからも国や都にお願いしてまいります。

佐久間達己 議員

▽避難指示解除時期を見直せ

いかに村長の職権であろうと、アンケートの結果も公表せず、村議会に事前打診もありません。議論する時期も与えずに避難指示解除の時期を決めてしまったことについて「独断すぎる」との批判があります。村民が納得できる説明を求めます。

また次のことから判断して、来年二月の避難指示解除の時期を見直す考えはないか。

①避難指示解除の要件(根拠)は満たされているか。

②公共事業の遅れによる受け入れ体制は万全か。

③引越し時期は気象(海況)条件を無視していないか。

④村民個別の具体的な安全対策が明確に示されていないか。

⑤三分の一の村民が即時帰島を希望していない現状での避難指示解除は適正か。

① 公的支援を。② 無保証人融資を。③ 既往債務利子補給の延長を。

答弁 石井産業観光課長

① ソフト面で協力できるものを洗い出し、関係機関と連携し鋭意努力する。② ご提言を検討しながら要望したい。難しい問題だ。③ 延長を要望。

▽農業者の営農再開、漁業者の漁業再開に対する支援を

① 農業者へ。② 漁業者へ。

答弁 石井産業観光課長

① ビニールハウス(ビニール・寒冷紗を含む)、タケやカヤ等は雑物除去で災害復興の対象。② 漁業再開に向けて資源確保のために避難後もトコブシ等の稚貝の放流を続けている。

▽帰島後の生活支援と雇用対策を

① 災害保護制度の延長を。② 生活福祉資金等。③ 帰島後の雇用対策を。

答弁 曾我部保健福祉課長

① 災害保護は避難解除の月末で終わり、あとは生活保護で。② 関係者で検討中。

答弁 山上村民課長

③ ゆめ・げんきは検討する。

▽帰島後の安全対策について

答弁 菊地帰島対策課長

脱硫装置は高感受性者を対象。安全対策の全てがわかる防災のしおりを村民に配布。

▽高齢者、障害者対策について

答弁 平野村長

① 各施設にあじさいの里の再開までは引き続きお願いしたいと考えています。

答弁 曾我部保健福祉課長

② 帰島後の福祉サービスは、社協や関係機関とメニューの模索中です。

答弁 菊地帰島対策課長

③ 近隣の住民の協力、村職員の配備体制など検討中。

▽帰島困難な世帯の支援の継続を

答弁 山上村民課長

① 難病患者は、都と村の住宅相談窓口で相談。③ 住民票は生活の場にと定められている。

答弁 穂積助役

② 様子見という人も個別に相談。

▽高濃度地区対策について

答弁 穂積助役

① 法に関係なく単独条例を考えている。

答弁 石井産業観光課長

商工会・観光協会と連携して出来るだけの努力をしたい。

▽税等の減免措置について

答弁 木村企画財政課長

災害減免法で本人の申告で減免できる。

.....

寺澤晴男 議員

▽帰島マニュアルの補遺作成を

同資料は住民の判断・行動の指針となる。内容を多角的に拡大充実させた補遺資料作成を。

答弁 菊地帰島対策課長

村も考えている。ご提言の趣旨に沿って検討してまいります。

▽高濃度地区の将来像・展望をどう描くか

当地区住民への説明会を開催し、意見・要望に沿った『ビジョン』を国・都に提言(示)して実現の努力を。また、住宅の修理・解体のみ、入居費(家賃)等に公的支援の要望と実現の見通しは。

答弁 平野村長

将来像・展望は居住禁止、立入り制限、村営住宅への入居。入居費については、都内に残る住民とのバランスで、解体・修理費は生活再建支援法の弾力的運用を国に要望したい。

▽生活支援について

村は法律、各制度の適用、公共事業の雇用だけに頼らない、高齢者向けのメニュー(事業)の用意を。

答弁 山上村民課長

シルバー人材センターと連携し村道や公園の除草等、公共事業と合わせたメニューを用意します。

▽特養ホームは帰島までに再開できるか

特養ホームの早期再開、入所は家族の帰島判断材料でもある。村はその再開に強力な支援策を講じて、安心して帰島できる環境づくりを。

答弁 平野村長

耐震、塩害対策を含めて調整中。結果が出たら都、村、法人で協議することになっています。

▽ガス検知、測定器の設置場所の再検討と高感受性者の負担軽減を

住民の自衛・避難後の「警戒放送」では困る。場所と効果の再検討を。また、高感受性者の脱硫装置は必要要件か。村は無償貸与等の負担軽減を図るべきだ。

答弁 穂積助役

脱硫装置は専門家会議から義務づけのご意見を頂いている。個人負担がある。補助率等は国に要望中です。

三宅島漁協組合員の皆さまへ

平成16年11月1日
三宅島漁業協同組合

組合員の皆さま方には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて先般、三宅村から「帰島に関する基本方針」が発表され、平成12年9月から続いております全島避難も、平成17年2月には避難指示の解除によって帰島が実現することになりました。

この間、当組合も東京都漁連内に臨時事務所を開設し、多くの関係機関からの多大なご支援・ご協力をいただきながら組合の運営に努めてきております。関係各機関をはじめ組合員の皆さま方には、深くお礼申し上げます。

帰島後の三宅島漁業の再生・復興の一役を担う立場の組合として、健全運営の負担要因であった「金融部門」の譲渡や苦しい決断に迫られた中での職員の一時解雇などに踏み切るとともに、組合員および組合の経営安定・向上に向けた改善策づくりに取り組んで参りました。

そこで今回は、帰島後、組合員の皆さんが操業を再開するにあたって再確認していただきたく、従来との主な改正点についてお知らせいたします。

なお、詳細な内容等については、組合臨時事務所にお問合せください。

○職員の体制等について

本組合は、避難直後から東京都漁連内（港区港南）に臨時事務所を開設し、組合員へのサービス提供等の業務運営を行ないながら現在に至っております。この間の操業が一部の組合員に限られて、水揚げが激減し、組合運営の逼迫状態を回避するため全職員の解雇を余儀なくされ、現在は臨時職員2名と都漁連の支援による執行職員（参事級）の3名で業務の運営を行なっております。

○漁業権の免許更新および行使規則の変更について（H. 15. 6：臨時総会承認）

昨年、組合員の皆さま方には、漁業操業しない状態の中ではありましたが、漁業権の免許更新および行使規則の変更に関する同意署名のご協力をいただき、平成15年8月27日付けで新しい免許および行使規則が認可されております。

漁業権行使規則の主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 従来からの各地先の専用区・開放区の区別はなくなりました。正・准組合員であれば禁漁区域を除いた島内一円での操業（てんぐさ、とさかのり、イセエビ、トコブシ等）が可能になりました。
- 2) 従来は、正・准組合員および三親等以内の親族であれば操業が認められておりましたが、新しい規則では、組合員の専従化による漁家経営の安定向上を目指すこととするため、正・准組合員本人でなければ操業（てんぐさ、とさかのり、イセエビ、トコブシ等）が出来なくなりました。

ただし、イセエビ漁の作業従事者の制限はなくなりました。

- 3) てんぐさ、とさかのり漁は、アクアラングによる操業が可能になりました。ただし、取り扱い等については帰島後に理事会および採介藻部会で規約を策定していくことにしておりますが、その間は、以下の暫定措置となります。

- ① 3 尋線以深での操業に限られるため、漁船で出漁すること。
- ② 操業時は規定の旗等を掲げること。
- ③ 操業者は潜水士免許の取得者であること。
- 4) また、禁漁区の取り扱いについても、帰島後に理事会および採介藻部会で正式決定していきますが、その間は、理事会で決定している従来の区域とします。

○定款の変更と改選役員について (H. 16. 3: 通常総会決議)

- 1) 次のとおり、三宅島漁業協同組合定款を変更しました。
 - ① 増資に係わる最高限度額を、従来の800口・400万円から、1,200口・600万円までに改正しました。
 - ② 役員(理事)の定数について、従来の10名から7名に改正しました。(なお、監事の定数は、従来どおりの3名です。)
- 2) また、平成16年3月28日開催の通常総会と併せ、役員選挙が執行されました。
 ※改選後の現役員は次のとおりです。

理 事		監 事	
代表理事組合長	沖 山 邦 男(71)	代表監事	鈴 木 智(72)
副組合長	関 恒 美(51)	監事	沖 山 照 次(69)
専務理事	浅 沼 徳 広(66)	監事	中 島 裕(57)
理事	沖 山 勝 利(65)		
理事	佐々木 福一郎(59)		
理事	川 口 徳 人(47)		
理事	沖 山 博 司(42)		

○漁業生産基盤施設の整備について

漁業は、帰島直後からの操業が可能で現金収入を得ることが出来る産業です。皆さん方が帰島直後から円滑な生産体制づくりが図れるように、三宅村が事業の実施主体となって鮮魚類の集出荷関連施設、無線施設、給油施設、船揚げ施設、てんぐさ関連施設等の生産基盤施設について、復旧整備に向けて現在、準備作業を進めています。

○漁協事務所等の運営体制について (H. 15. 3: 通常総会決議「三宅島漁協経営復興計画」による)

帰島後の漁協事務所は本所(阿古)のみにおいて、2月の帰島時から窓口業務を再開し、従来の神着および坪田支所は廃止することとします。また、鮮魚類を中心にした漁船漁業は、原則として阿古漁港に一本化するとともに、漁獲物の集出荷作業には生産者が従事することになります。

この運営方策については、「身の丈に見合った経営の遂行」という組合の基本方針を実行していくものであり、漁獲物の増収等によって健全経営が見込まれるまでの当面の方策と考えております。早期の達成に向けて役職員が一体となって取り組んで参りますので、組合員の皆さん方の絶大なご理解とご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】 : 三宅島漁業協同組合 東京臨時事務所
 ☎ 03-5783-2181 担当者: 浅沼/佐々木

高齢者インフルエンザのご案内

高齢者インフルエンザ予防接種は、各避難先区市町村で接種できます。

◎ 対象者

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満で心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能の障害
又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方

◎ 接種回数

1回

◎ 申込み・お問い合わせ先

避難先の区市町村 保健所・保健センター・予防接種担当窓口

◎ 接種費用

自己負担があり、負担額は区市町村により異なります。

※ 生活保護を受給されている方は自己負担が免除されます（無料）
なのでお申込みの際、お申し出ください。

また、全額自己負担で接種された方には、避難先区市町村の負担額を、三宅村が負担しますので、三宅村保健福祉課保健係までご連絡・ご申請（領収書添付）ください。